

外国人登録証明書返納届

登録証明書番号 ㊤ 第 2456 号

原国籍 韓 国

住 所 東京都中央区築地3丁目4番5号

氏 名 金 章 善 (帰 化 後の氏名 乙 川 次 郎)
(国籍取得)

生年月日 昭和31年6月15日

1 私は、平成7年9月20日付け法務省告示第567号をもって日本国に帰化が許可されたので、外国人登録証明書を返納します。

~~2 私は、平成 年 月 日に国籍法(又は付則)第 条第 項の届出により日本国籍を取得したので、外国人登録証明書を返納します。~~

平成7年10月1日

届出人 乙 川 次 郎 ㊤

東京都中央区長 殿

日本国籍を取得された方への外国人登録等の手続案内

- 1 日本国籍を取得された方は、日本国籍を取得した日から14日以内に、居住地の市区町村長に対し外国人登録証明書を返納しなければならないとされていますので、裏面の「外国人登録証明書返納届」にそえて登録証明書を居住地の市区町村長に返納して下さい。

(外国人登録法第12条第2項)

- 2 再入国許可書の交付を受けている方は、その再入国許可書を居住地を管轄する地方入国管理局又はその支局に郵送（又は持参）して下さい。

地方入国管理局及び同支局

名 称	所 在 地	電 話 番 号	管 轄 区 域
札幌入国管理局	〒060 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌法務合同庁舎内	(011) 261 - 9211	北海道
仙台入国管理局	〒983 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第二地方法務合同庁舎内	(0222) 56 - 6076	宮城県, 福島県, 岩手県, 青森県, 山形県, 秋田県
東京入国管理局	〒100 東京都千代田区大手町1-3-1 大手町合同庁舎第一号館	(03) 213 - 8111	東京都, 神奈川県, 新潟県, 埼玉県, 群馬県, 千葉県, 茨城県, 栃木県, 山梨県, 長野県
同 横浜支局	〒231 神奈川県横浜市中区山下町37番地の9 横浜地方合同庁舎内	(045) 681 - 6801	(神奈川県)
名古屋入国管理局	〒460 愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1 名古屋法務合同庁舎内	(052) 951 - 2391	愛知県, 静岡県, 三重県, 岐阜県, 福井県, 石川県, 富山県
大阪入国管理局	〒540 大阪府大阪市中央区谷町2-1-17 大阪第二法務合同庁舎内	(06) 941 - 0771	大阪府, 京都府, 兵庫県, 奈良県, 滋賀県, 和歌山県
同 神戸支局	〒650 兵庫県神戸市中央区海岸通り 神戸地方合同庁舎内	(078) 391 - 6377	(兵庫県 (大阪国際空港の区域を除く。))
高松入国管理局	〒760 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎内	(0878) 22 - 5851	香川県, 愛媛県, 徳島県, 高知県
広島入国管理局	〒730 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島第二合同庁舎内	(082) 221 - 4411	広島県, 岡山県, 山口県, 鳥取県, 島根県
福岡入国管理局	〒812 福岡県福岡市博多区沖浜町1-22 福岡港湾合同庁舎内	(092) 281 - 7431	福岡県, 佐賀県, 熊本県, 大分県, 長崎県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県
同 那覇支局	〒902 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	(0988) 32 - 4185	(沖縄県)